

平成 29 年 5 月 29 日

各 位

上場会社名 原田工業株式会社  
代表者 代表取締役社長 原田 章二  
(コード番号 6904)  
問合せ先責任者 取締役 総合企画部長兼管理本部長  
佐々木 徹  
(TEL 03-3765-4321)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月29日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成29年6月29日開催予定の第60期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) インターネット普及を考慮し、利便性の向上等を図るため、株主総会参考書類等に記載又は表示すべき事項に係る情報を、インターネットにより株主の皆様にご提供することができるよう、第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (2) 取締役及び監査役並びに会計監査人の責任限定契約につきまして、損害賠償責任の限度額に関する表記を修正するため、現行定款第26条第2項、第34条第2項、第35条の一部を変更するものであります。なお、現行定款第26条第2項の一部変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(新設)	<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第15条～第25条 (条文省略)	第16条～第26条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第26条</u> (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>100万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p><u>第27条～第33条</u> (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第34条</u> (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>100万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p><u>第35条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>2,700万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p><u>第36条～第39条</u> (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第27条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>第28条～第34条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第35条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p><u>第36条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>第37条～第40条</u> (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日

平成29年6月29日

定款変更の効力発生予定日

平成29年6月29日

以上